◎新潟県告示第1158号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年10月29日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)
柏崎市大字田屋字石田7111番	田	1,017
柏崎市大字田屋字石田7112番	田	1,018
柏崎市大字田屋字石田7113番	田	1,024
柏崎市大字田屋字石田7119番1	田	654
柏崎市大字田屋字石田7120番	田	727
柏崎市大字田屋字石田7121番	田	563
柏崎市大字田屋字石田7122番	田	424

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稲栽培	令和6年12月	5年	126, 595 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈 志

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第73号(令和6年9月20日発行)で告示したが、令和6年10月4日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局柏崎支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局柏崎支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。